

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

2023 年 4 月 1 日

ユニチカ株式会社

ユニチカガラスビーズ株式会社

2023年4月1日

吸収分割に係る事後開示書類

大阪府中央区久太郎町4丁目1番3号
ユニチカ株式会社
代表取締役 上埜 修司

大阪府枚方市大峰南町10番1号
ユニチカガラスビーズ株式会社
代表取締役 山田 英明

ユニチカ株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びユニチカガラスビーズ株式会社（株式会社ユニオンから2023年4月1日付けで商号変更）（以下「承継会社」といいます。）は、2023年4月1日を効力発生日として分割会社が営むガラスビーズ事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2023年4月1日
2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（本吸収分割の差止請求）
本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求権）
本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易分割の要件を満たすことから、分割会社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
本吸収分割において分割会社は新株予約権を発行しておりませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）
本吸収分割において承継すべき債務について重畳的債務引受を行ったことにより、会社法第789条第1項第2号の規定による異議を申し述べることのできる債権者がお

りませんので、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）
 - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（本吸収分割の差止請求）
承継会社の株主は分割会社のみのため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
承継会社の株主は分割会社のみのため、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 2 月 1 日付で、吸収分割をする旨、分割会社の商号及び住所、分割会社及び承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることを官報に公告するとともに、個別に催告いたしました。が、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。
4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）
承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2023 年 4 月 1 日をもって、分割会社から、ガラスビーズ事業に関する権利義務を承継いたしました。
5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
2023 年 4 月 7 日（予定）
6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
該当事項はありません。

以 上